

法制審議会様

申し入れ書

2013年2月1日

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会（通称「子どもと法・21」）

2013年1月28日、法制審議会少年法部会は、少年法改正に関する諮問第95号に対し、①少年審判に国選付添人が選任される対象事件の範囲を長期3年を超える罪にまで拡大すること、②非行事実の認定に必要な場合は、検察官が立ち会うことができる対象事件も同様の範囲に拡大すること、③有期を引き上げること（不定期刑の長期の限度を現行の10年から15年に短期の限度を現行の5年から10年に、無期刑で処断すべき場合の代替有期刑の上限を現行の15年から20年に引き上げ）を内容とする要綱（骨子）のとおり法整備するのが相当である旨法制審議会（総会）に報告することを決定しました。

この決定にわたしたちは抗議をするとともに次のことを申し入れます。

わたしたちは、2012年10月5日付で法制審少年法部会宛に意見書を提出しました。

http://www.kodomo-hou21.net/pdf/Opinion_20121005.pdf

この意見書は、少年法が過去3度も「改正」された上に、国連の子どもの権利委員会の所見は一度も検討されたことすらないという状況を深く憂慮し、今回こそ子どもの権利委員会からの勧告を踏まえた議論をすべきであるという大きな視点から、②の検察官関与問題や③の重罰化について問題点を指摘し、その論点をきちんと議論し直すべきだということです。

しかし、全部で4回、1回2時間半程度という短時間での審議であるばかりか、必要な議論もなされないままに法務省が提案した要綱（骨子）が採択されたのです。

そもそも国選付添人制度と検察官関与は全く別個の制度です。もともと少年法はその理念を実現・維持するために検察官は排除されていたのです。1999年に出された法制審答申の検察官関与は今回拡大される検察官関与の範囲と同じでしたが、65万人もの反対の請願署名があつまりました。その状況を鑑みて検察官関与は限定されて新設されたものなのです。にもかかわらず、少年法部会では、国選付添人の対象範囲だけを拡大するのは「ワンサイド」の事態になるなどという、刑事手続と少年審判手続の相違点を無視したバランス論ばかりが重視され、この「改正」が子どもの利益になるのかという、子どもの視点からの議論はまったくなされていません。2000年「改正」に導入された検察官関与に起因する冤罪の問題も具体的に指摘していますが、実証的な議論は何ひとつされていません。

③の少年刑の重罰化は、「施設収容は最終手段であること、その場合でも最も短い期間」とする子どもの権利条約の明文に全く反するものです。おとなにとっての1年と子どもにとっての1年では、全く意味が異なります。16歳の子どもが、20年服役することとなれば、

社会で暮らした時間より、刑務所で暮らした時間の方が長くなってしまいます。心身の成長が最も著しい時期に長期間社会から隔絶された子どもが、社会に戻ってきたときの社会適応の困難は誰もが容易に想像できることではないでしょうか。そうした子どもが社会に居場所を失い、ひとりの社会人として、自立することが困難な状況になれば、再び犯罪者となるしかなくなる恐れが大きいのです。

犯罪被害者の権利回復は、重罰化によってではなく、被害者に対する独自の制度構築により行われるべきです。

法制審総会では、もういちど議論をやり直して問題の本質を見極めた根本的な議論をやり直すべきです。これまでの議論に欠けていたのは、子どもの視点からの議論です。子どもの最善の利益とは何なのか、いま一度、子どもの視点から捉え直すことが何よりも求められています。そのために、少年法部会に提出したわたしたちの意見書をもう一度検討してください。

同封 2012年10月5日付「検察官関与及び少年刑見直しに反対する意見書」

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会（通称「子どもと法・21」）

連絡先 石井法律事務所 TEL03-3353-0841 FAX03-3353-0849